小作爭議調査表

No. 44

（昭和 1 年 3 月分）

場所	遠賀郡芦屋町大字大城
發生終熄	昭和 九 年 四 月 一 日 昭和 〃 年 3 月 二四 日
關係人員	地主 田中伊八郎 小作人 渡辺伊三郎
關係地種類面積	田 一町四反六畝 畑 四反
地主關係團体	ナシ
小作人關係團体	ナシ
原因	地主は事業の失敗等にて自作を企圖し小作地の返還を要求したるに小作人之に應ぜず雜作料を書和す（三百円）
要求事項	土地返還要求
經過	昭和六年四月賃借契約をなしたるものなるが地主は一ヶ年の契約なりと主張し小作人は五ヶ年なりと主張して纏ぐ、地主は移転料として三十円程度ならば贈與するも三百円の支拂義務なしと相方譲ぐ抗爭中の處区長安高一郎が浦停に奔走の結果漸下以條件にて解決す
結果	地主より雜作料二百五十余を支給

財團法人 協調會福岡出張所

（月報番號第 49 號）

結果	一、地主は小作人に対し雜作料として金百五十余を贈與すること 二、小作人は夏作収納後直ちに前示土地を返還すること
備考	